

国民健康保険のお知らせ



国保に加入するとき、やめるときは届け出が必要です

給付係
055-934-4725

国民健康保険の加入・脱退の届け出は会社では行いません。

事実が発生した日から14日以内に、世帯主（または家族の人）が手続きを行ってください。

※市役所 1 階国民健康保険課のほか、市内の各市民窓口事務所でも受け付けています。

マイナンバーが確認できる書類をご持参の上、お手続きしてください。

	こんなとき	持ち物
加入	職場の健康保険をやめたときなど	・ 加入していた健康保険の資格が失われたことを証明するもの（脱退連絡票など） ・ 顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）

加入の届け出が遅れると、保険証のない期間の医療費が一旦全額自己負担になります。また、さかのぼって保険料がかかります。

	こんなとき	持ち物
脱退	職場の健康保険へ加入したときなど	・ 国民健康保険の保険証 ・ 新しい保険証または加入連絡票 ・ 顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）

脱退の届け出が遅れると、必要のない保険料を納付することになります。

また、職場の健康保険などに加入した後に国民健康保険の保険証で診療を受けた場合は、国民健康保険で負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

保険証の受け取り方法を変更できます

給付係
055-934-4725

国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）は、8月1日に更新です。

更新時、保険証は普通郵便で発送しますが、申し込みにより以下の方法に変更できます。

- ① **窓口での受け取り** 国民健康保険課または市民窓口事務所での受け取りとなります。受け取り期間は、7月18日～24日です。
- ② **簡易書留** 配達の際に直接手渡します。不在の場合は不在連絡票が置かれます。



※申し込み期限：6月1日まで（国民健康保険課へ直接または電話でお申込みください）

前年に窓口での受け取りまたは簡易書留を申し込んだ人も、あらためて申し込みが必要です。

マイナンバーカードが国民健康保険証として利用できます

給付係
055-934-4725

令和3年10月より、全国の医療機関や薬局でマイナンバーカードが健康保険証として順次利用できるようになりました。受付でカードリーダーにかざすと、医療保険の資格確認ができます。

※カードリーダーが導入されていない医療機関等では引き続き健康保険証の提示が必要です。

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには事前登録が必要です。お手持ちのスマートフォンやパソコンのほか、お近くの「マイナスポット」で申し込みができますので、是非ご利用ください。



ショートメッセージによる催告を実施しています

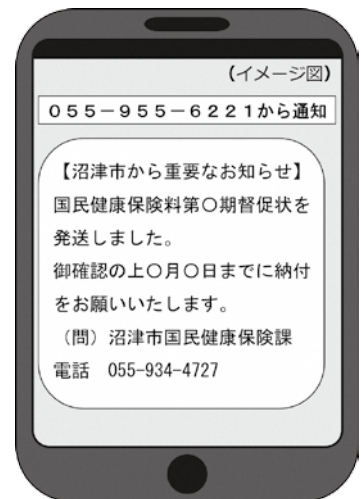
収納係
055-934-4727

国民健康保険料は、納期限内に口座振替により納付するのが原則です。納付が納期限よりも一定期間遅れた場合に、督促状が発送されます。

対象者の一部の方には、督促状が発送されたことを案内するショートメッセージが送信されます。

ショートメッセージは、発信専用の **055-955-6221** の番号から送信されます。

督促状は、ショートメッセージ送信後、2～3日で到着します。期限内に金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。



自動音声電話による納付催告を実施しています

収納係
055-934-4727

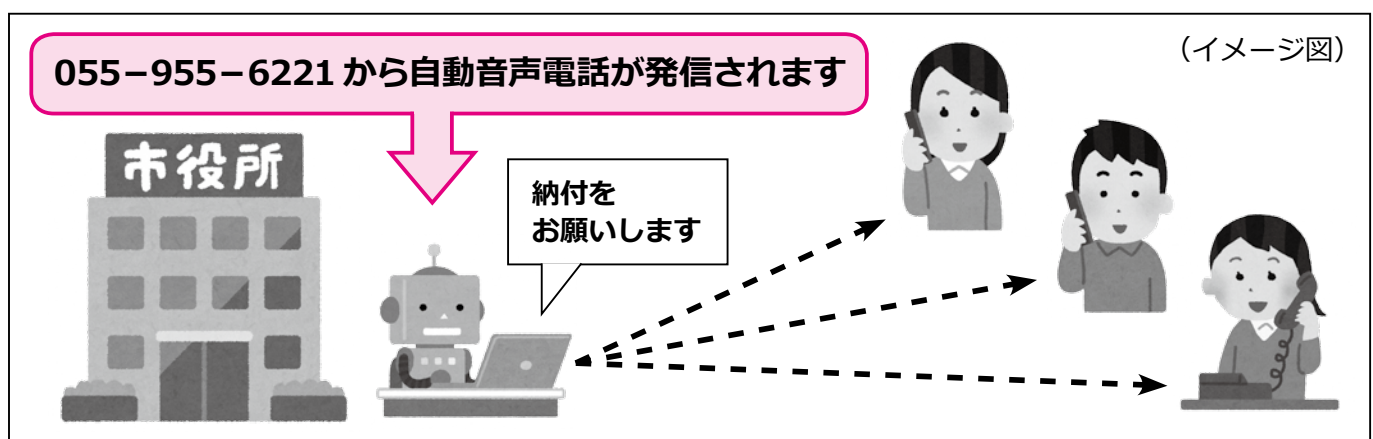
督促状送付後も納付がない方に対して、催告書を送付しています。
催告書送付後も納付がない方に対して、夜間や休日を含めて女性の自動音声による納付催告を実施しています。

音声ガイダンスは2分程度で終了します。

市への要求内容を確認するため、案内に従い「1：納付書の再発行」「2：口座振替の手続」「3：不明点の照会」「4：内容を了解した」といった回答番号を押してください。

自動音声電話は、発信専用の **055-955-6221** の番号から発信されます。

発信専用の電話番号では、納付相談を受け付けることができないので、納付相談をご希望の場合には、平日中か、夜間・休日相談時に **055-934-4727** へ電話してください。



納付の確認には数日かかるため、既に納付された場合でも、ショートメッセージや自動音声による催告が実施されることがあります。行き違いですのでご容赦ください。

※振り込め詐欺にご注意ください。

(ショートメッセージ催告や自動音声電話催告では、特定の金融機関への口座振込や、暗証番号を聞き出したり、キャッシュカードの提出を求めたりすることはありません。)